Ⅰ.平成29年度事業活動方針(案)

昨年までの日本経済は安倍首相による大胆な経済政策が実行されているものの、国内需要は低迷し、デフレ脱却も道半ばの状況である。米国は大胆な金融緩和策からの転換を図ることが可能な程度には回復したものの、金融危機前の成長経路への復帰を果たせてはいない。欧州経済も英国の EU 離脱、問題が棚上げされたままのギリシャ債務問題、不良債権問題が顕在化しつつあるイタリア経済、といった様々なリスクを抱えつつ、低成長と低インフレが続いている。

2017 年の日本経済を見ると、雇用・所得情勢の改善を背景に、個人消費は緩やかな持ち直しの動きが続くと予想されている。企業では、業績の改善が続くなか、研究開発投資が拡大すると予想されること、人手不足や競争力を維持するための投資、「IoT」等を見据えた情報化投資などが行われる等、設備投資は緩やかに増加する見通しのようである。輸出は、世界経済が持ち直してくることを背景に、引き続き増加基調で推移する見込みとなっている。昨年度の第 2 次補正予算で実施される経済対策の効果が、公共投資を中心に本年上期に現れてくることも景気を押し上げるだろうと予想されている。

しかしながら、世界経済が抱える下方リスクも顕在化してきている。米国の新政権が実施しようとしている経済政策や金利上昇を受けて、メキシコ、トルコ、ブラジルなどの新興国通貨は、投資資金引き揚げ懸念から軒並み下落し、通貨防衛を余儀なくされている国もある。このようなことは、日本の経済成長にマイナスの影響を及ぼす懸念材料とされている。

このように不透明な時代の流れの中、繊維産業を取り巻く環境は依然と厳しい状況が続いているが、越境 EC の台頭、消費者の本物志向の動きに対応する動きもあり、繊維産業の新しい価値創造の取り組み等の課題克服が重要である。

流通や取引に関する慣行は、歴史的、社会的背景の中で形成されてきたものであり、その在り方については、常に見直され、より良いものへと変化していくことが求められている。そして、我が国の流通・取引慣行についても、経済活動がグローバル化し日本の市場は国際的により開放的に変化してきていることからも、公正かつ自由な競争を促進し、市場メカニズムの機能を十分に発揮出来るようにしていくことが重要である。

平成 29 年度はこのようなことを踏まえ、従来通り、時代に対応した取引のルールを定めた「ガイドライン」を基本に、一つには、地道な取り組みである「取引の適正化」事業の推進、二つには、あらゆるモノがネットで繋がる「IoT」への対応を踏まえた「情報の共有化」事業を進めていく。

本年は「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行を普及・定着させる適正取引の推進と、サプライチェーン全体の取引適正化に向けた活動を推進していくものである。

Ⅱ.事業活動

1.「取引の適正化」事業

(1)「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」の策定と実施

繊維業界は、紡績や製糸、製織・編立、染色・加工、縫製、アパレルといった長いサプライチェーンを有しており、サプライチェーン全体での取引の適正化が産業全体の競争力強化に寄与するものであり、サプライチェーンを構成する各企業がその重要性を理解し、不断に努力を行うことが求められている。

当協議会では、日本繊維産業連盟と協同で適正取引の推進を一層進めるため、サプライチェーン全体の取引適正化に向けた活動を充実すべく「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」を策定し実施することとした。

(2)「歩引き」取引の廃止宣言と普及啓発活動の推進

「歩引き」取引は、今日のビジネスには相応しくない取引形態であることは周知の通りである。繊維産業から「歩引き」取引をなくすためには具体的な行動を起こす必要がある。

1)繊維産業に関わる企業は、社会的責任を果たす意味からも、「歩引き」取引の廃止を実行する。

2)事務局は関連する業界団体を通じ、非参加企業に対して、「ガイドライン」の普及活動とあわせて「歩引き」取引の廃止についての啓蒙活動を実施する。

3)「ガイドライン」の業務条件項目に「歩引き」「歩積み」「協賛金」等の廃止に関する項目を加える。

(3)聴き取り調査の実施

例年通り、「ガイドライン」の実践・進捗状況、「(売買)基本契約書」の締結状況、「発注書」の発行状況及び計画情報共有の実情等の調査、並びに「歩引き」取引の実情等について調査を行う。平成 26 年から実施している産地を対象とした調査は、対象先を更に拡大予定である。

1)実施時期:平成 29 年 4 月～8 月

2)内　　容: ・「ガイドライン」に関する実践状況及び法令順守の調査

・「歩引き」取引の実態調査

・手形取引の実態調査

3)対象企業:経営トップ合同会議参加企業及び関連団体傘下会員企業

(4)「ガイドライン」の普及並びに「基本契約書」の締結促進活動

「基本契約書」の締結促進、計画情報の共有など基本的かつ普遍的な取引上のルール等を現場の第一線で活躍している方々に浸透させることが、極めて重要である。また、「基本契約書」の締結は、概ね進んでいるものの、産地や一部の中小企業では締結が行われていないことや「基本契約書」が買い手側からの提案で進められており、「基本契約書」の締結に関する重要性や「ガイドライン」に沿った公平公正なものであるかの検証も必要である。

平成 29 年度も経済産業省ならびに各業界団体と連携を取りながら、「ガイドライン」の普及啓発活動を更に推し進めていく。

2.「情報の共有化」事業

平成 27 年に経済産業省が立ち上げた「アパレル・サプライチェーン研究会」の最終報告書では、「サプライチェーンを通じた生産性の向上や価値創造を促すため、事業機会や優秀事例に関する情報共有や共有インフラ整備を行っていく」としている。更に「アパレル製品の製造工程の効率化や企業間の情報共有化を図るためには電子データ交換(EDI)システムや RFID 等を製造工程に導入することが有効である」と示している。そして、「システムの基盤となっている製品コードやビジネスプロトコルが統一されておらず、サプライチェーン全体としてのシステムの導入が進んでいない」と報告されている。

このようなことも踏まえ、電子データ交換(EDI)の導入を進める際に必要とされるシステム標準化事業を進めることが重要である。具体的には、品番コードやビジネスプロトコルの統一の検討であり、これらについては、経済産業省の事業とも連動しながら、実務レベルでの品番コード標準化の事業を推し進める。

具体的には必要とされる下記の項目について検討を進める。

1)意味付けコードから意味無しコード(JAN、GTIN) に移行(コードの標準化)

個別企業で運用する商品コードへの国際標準コードの割り当て

2)業界共有商品データベースで管理する属性の検討

データベースで利用する意味無しコードから詳細情報へ紐付け同期化する仕組み

3)業界共有商品データベースの運用の検討

情報の用途に応じたデータベースの公開範囲及び情報開示時期の制御

SCM 統一伝票の電子化に関しては、伝票入力機器としてのドットプリンターの生産終了、従来から使用する紙製複写式伝票の在庫減少にも対応して、電子化・PDF 化を開始予定である。

3.「TAプロジェクト」事業

(1)「ガイドライン分科会」活動

1)ガイドラインの取り決め項目や業務条件など内容について追加・改訂

2)「ガイドライン」の具体的な普及方法や普及対象先について

3)その他課題に関する解決策を策定するため、新たな分科会を立ち上げて検討を行う。

(2)「情報化分科会」活動

「情報の共有化」事業を具体的に進めるために情報化分科会を開催する。

検討テーマとしては、

1)「業界標準コード」の導入に向けての課題と解決策検討

2)関係業界団体との連携についての進め方

(3)「ユニフォーム分科会」活動

1)ユニフォーム業界団体との連携と「ガイドライン」の周知徹底及び説明会の実施

ユニフォーム業界に影響ある団体と「ガイドライン」の周知徹底を進めることで合意したことを踏まえ、連携を強化し、講習会・セミナー開催などを通じ周知活動を推進する。

2)ユニフォームを利用するエンドユーザーとの取り組み(B to C)について

適正な取引をどのように進めて行くかが大きな課題として残っている。今後は、エンドユーザーとの「基本契約書(例)」を検証した上で、その活用含めた啓発活動について議論を進める。

3)その他の業種の取り組みについても検討する。

Ⅲ.委員会活動

1.事業運営委員会

事業運営委員会では協議会の運営強化や事業内容の検討立案と広報調査活動を実施する。

(1)平成 29 年度事業計画の実施状況の確認及び次年度事業計画の立案

当該年度事業活動の実施状況を確認すると共に次年度事業計画についての案を事務局並びに理事会に提案する。

(2)広報活動の実施

「メルマガ」「FISPA 便り」等による協議会の活動内容及び、業界関連記事等について会員への広報活動を実施する。

(3)各種セミナーの開催

「経営トップセミナー」「法律相談セミナー」「事例研究セミナー」等の開催

(4)産地研修会の実施

繊維製品の生産現場の実情、加工のプロセス、情報共有の重要等の理解を深めることを目的とした研修会を実施する。

(5)EDI 標準メッセージの管理について

「TA プロジェクト繊維標準メッセージ」及び QR 推進協議会からの「繊維産業 EDI 標準メッセージ」の維持管理業務を実施する。

2.取引改革委員会

取引改革委員会では繊維ファッション産業界の各段階間の取引上に生じている課題について調査するとともに、具体的な解決策について検討を行う。また、「取引の適正化」を図るために取り決めた「ガイドライン」に関する普及啓発活動の実施と諸官庁及び関連する業界団体と連携強化に努め取引の適正化を進める。

(1)「ガイドライン」普及啓発活動の実施協力

1)関連業界団体及び産地・産元企業への「ガイドライン」の説明会

2)団体傘下の企業への「ガイドライン」についての実施状況に関する聴き取り調査

(2)適正取引の推進

業界全体における取引上の不公平・不公正な取引慣行の改善及び課題解決に向けた取り組みの推進。

1)「歩引き」取引の全廃と手形取引の適正化に向けた活動

関係する業界団体、及び経済産業省との連携強化に努め、「歩引き」取引の全廃に向けた具体策の立案と実施を進める。また、手形取引の適正化についての検討を行う。

2)「基本契約書」の締結を推進する活動

3)「取引相談室」の有効活用に向けての周知活動